

令和3年度定期監査結果報告書（第1次）に基づく措置状況の公表について

1 公表の内容

令和3年度定期監査（第1次）の結果に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について、公表します。

2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和2年度の定期監査について、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出したところ、同条第14項の規定により改善措置の通知があったので公表します。

是正改善事項措置状況報告書

業 務 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 支出負担行為について ① 令和2年度に契約する支出負担行為決議書の決裁日付が令和2年3月27日になっている事例が見受けられた。 ・水道料金用システムの保守契約について
原 因
年度が変わることに気付かず、起案を起こした日を設定してしまった。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後、年度の変わり目時の日付けには細心の注意を払って事務を行っている。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ① 契約期間について、次の事例が見受けられた。 A 令和2年4月1日～令和3年3月31日を期間とする委託契約において、実績となる期間、金額が2年度にまたがり誤っている事例が見受けられた。 ・水道料金徴収委託契約について
原 因
前年度実績を誤って計上していた。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後、年度の区切りに注意を払い事務を行っている。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ① 契約期間について、次の事例が見受けられた。 B 保険契約において、例年8月から1年間契約されている事例が見受けられた。予算単年度主義の観点から年度単位の契約になるよう変更されたい。 ・請負工事賠償責任保険
原 因
保険会社が指定する契約期間に従って事務的に処理を行っていた。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
令和3年度は契約済であるが、一旦3月で区切りを付けることができないか保険会社と調整、あるいは、予算編成にて債務負担行為とする。

指 摘 事 項 ・ 内 容

(4) 決裁について

- ② 起債に関する起案文書の決裁区分が局長になっている事例が見受けられた。御所市水道事業事務決裁規程第4条第2項第15号「起債に関すること。」は管理者の決裁事項になっている。
- ・ 令和2年度起債協議について（令和2年7月14日起票） 他1件

原 因

事務的な申請書類であったので、管理者決裁という認識に欠けていた。

改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

以後、注意を払い管理者決裁としている。

指 摘 事 項 ・ 内 容

(4) 決裁について

- ④ 専決について、次の事例が見受けられた。
- B 決裁区分が市長となっている支出負担行為決議書兼契約締結伺が、局長決裁で専決となっている事例が見受けられた。
- ・ 御所市東松本地内配水管移設工事（下水） 他1件

原 因

ご指摘の通りであり、契約締結報告と勘違いしていた。

改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

以後、注意を払い金額に応じた決裁区分としている。

施 設 課

指 摘 事 項 ・ 内 容

(3) 決裁について

- ③ 100万円以上の工事に関する決議書兼契約締結伺の決裁区分が局長になっており、局長が専決している事例が見受けられた。御所市水道事業事務決裁規程第4条第2項第14号で管理者の専決事項となっている。
- ・ 小型無停電電源装置更新工事の実施について 1,177,000円

原 因

一般会計では500万円以上が市長決裁であるので、局長決裁と勘違いしていた。

改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

以後、決裁規程に基づき適切に決裁を得ている。